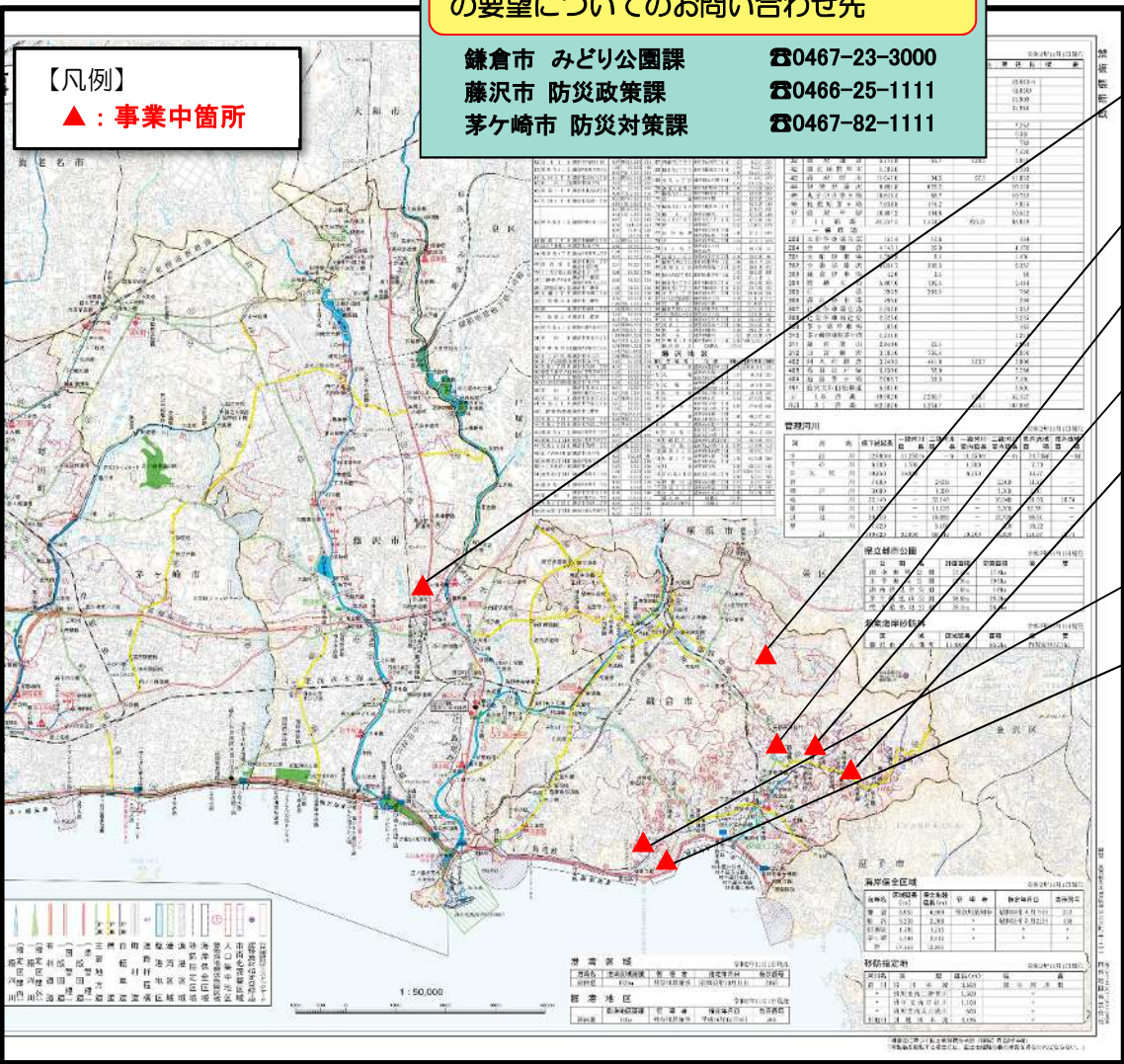




急傾斜地崩壊危険区域（令和7年6月現在）

番号	区域名	位置
1	極楽寺	鎌倉市極楽寺三丁目 稲村ガ崎二丁目
2	苗田	鎌倉市苗田五丁目
3	植木	鎌倉市植木
4	台	鎌倉市台四丁目
5	雪の下	鎌倉市雪ノ下四丁目 小町三丁目
6	坂の下	鎌倉市坂ノ下 極楽寺一丁目
7	岩瀬	鎌倉市岩瀬
8	佐助	鎌倉市佐助一丁目
9	佐助2丁目	鎌倉市佐助二丁目
10	長谷3丁目	鎌倉市長谷三丁目
11	長谷5丁目	鎌倉市長谷五丁目
12	台4丁目	鎌倉市台四丁目
13	極楽寺4丁目	鎌倉市極楽寺四丁目
14	大船6丁目	鎌倉市大船六丁目
15	山の内	鎌倉市山ノ内
16	長谷4丁目	鎌倉市長谷四丁目
17	佐助1丁目	鎌倉市佐助一丁目
18	材木座2丁目	鎌倉市材木座二丁目
19	腰越5丁目	鎌倉市腰越五丁目

20	山の内東瓜ヶ谷	鎌倉市山ノ内
21	極楽寺2丁目	鎌倉市極楽寺二丁目
22	長谷笹目	鎌倉市長谷一丁目 笹目町
23	十二所字佐小路	鎌倉市十二所
24	二階堂浄明寺	鎌倉市二階堂 浄明寺三丁目
25	二階堂紅葉ヶ谷	鎌倉市二階堂
26	玉縄2丁目	鎌倉市玉縄二丁目
27	二階堂中村	鎌倉市二階堂
28	岡本	鎌倉市岡本二丁目
29	二階堂会下	鎌倉市二階堂
30	材木座4丁目	鎌倉市材木座四丁目
31	苗田B	鎌倉市苗田六丁目
32	浄明寺宅間	鎌倉市浄明寺二丁目
33	十二所馬場	鎌倉市十二所
34	山ノ内瑞鹿山	鎌倉市山ノ内
35	佐助1丁目B	鎌倉市佐助一丁目
36	浄明寺御所ノ内	鎌倉市浄明寺四丁目
37	雪の下2丁目	鎌倉市雪ノ下二丁目
38	山ノ内東管領屋敷	鎌倉市山ノ内
39	苗田C	鎌倉市苗田五丁目 鎌倉山一丁目
40	苗田D	鎌倉市苗田六丁目

41	今泉3丁目	鎌倉市今泉三丁目
42	二階堂稲葉越	鎌倉市二階堂
43	佐助1丁目C	鎌倉市佐助一丁目
44	佐助2丁目B	鎌倉市佐助二丁目
45	極楽寺3丁目	鎌倉市極楽寺三丁目
46	極楽寺4丁目B	鎌倉市極楽寺四丁目
47	佐助1丁目D	鎌倉市佐助一丁目
48	山ノ内明月谷	鎌倉市山ノ内
49	極楽寺2丁目B	鎌倉市極楽寺二丁目
50	十二所稲荷小路	鎌倉市十二所
51	極楽寺2丁目C	鎌倉市極楽寺二丁目
52	極楽寺1丁目	鎌倉市極楽寺一丁目
53	苗田E	鎌倉市苗田五丁目 鎌倉山一丁目
54	佐助2丁目C	鎌倉市佐助二丁目
55	材木座4丁目B	鎌倉市材木座四丁目
56	二階堂紅葉ヶ谷B	鎌倉市二階堂
57	二階堂紅葉ヶ谷C	鎌倉市二階堂
58	西御門2丁目	鎌倉市西御門二丁目
59	浄明寺宅間B	鎌倉市浄明寺二丁目
60	十二所明石谷	鎌倉市十二所

61	浄明寺5丁目	鎌倉市浄明寺五丁目
62	大町3丁目	鎌倉市大町三丁目
63	長谷3丁目B	鎌倉市長谷三丁目 長谷四丁目
64	極楽寺2丁目D	鎌倉市極楽寺二丁目
65	十二所明石谷B	鎌倉市十二所
66	西御門1丁目	鎌倉市西御門一丁目
67	西御門2丁目B	鎌倉市西御門二丁目
68	極楽寺2丁目E	鎌倉市極楽寺二丁目
69	大町4丁目	鎌倉市大町四丁目
70	浄明寺宅間C	鎌倉市浄明寺二丁目
71	極楽寺3丁目B	鎌倉市極楽寺三丁目
72	常盤	鎌倉市常盤
73	極楽寺2丁目F	鎌倉市極楽寺二丁目
74	植木B	鎌倉市植木
75	雪ノ下2丁目B	鎌倉市雪ノ下二丁目
76	台B	鎌倉市台
77	長谷佐助	鎌倉市長谷五丁目 佐助一丁目
78	手広	鎌倉市手広二丁目
79	山ノ内台	鎌倉市山ノ内 台
80	長谷5丁目B	鎌倉市長谷五丁目

16. 伊勢山辺

99. 大船

98. 雪ノ下2丁目C

67. 西御門2丁目B

59. 浄明寺宅間B

96. 稲村ガ崎5丁目

85. 極楽寺1丁目B

81	稲村ガ崎2丁目	鎌倉市稲村ガ崎二丁目
82	腰越2丁目	鎌倉市腰越二丁目
83	稲村ガ崎2丁目B	鎌倉市稲村ガ崎二丁目
84	極楽寺2丁目G	鎌倉市極楽寺二丁目
85	極楽寺1丁目B	鎌倉市極楽寺一丁目
86	大町1丁目	鎌倉市大町一丁目
87	山ノ内東管領屋敷B	鎌倉市山ノ内
88	岩瀬B	鎌倉市岩瀬
89	稲村ガ崎3丁目	鎌倉市稲村ガ崎三丁目
90	山ノ内東瓜ヶ谷B	鎌倉市山ノ内
91	大町5丁目	鎌倉市大町五丁目
92	岡本1丁目	鎌倉市岡本一丁目
93	植木C	鎌倉市植木
94	植木D	鎌倉市植木
95	浄明寺1丁目	鎌倉市浄明寺一丁目
96	稲村ガ崎5丁目	鎌倉市稲村ガ崎二丁目 稲村ガ崎五丁目
97	極楽寺1丁目C	鎌倉市極楽寺一丁目
98	雪ノ下2丁目C	鎌倉市雪ノ下二丁目
99	大船	鎌倉市大船

鎌倉市 99区域		
1	藤沢	藤沢市藤沢四丁目
2	大船	藤沢市大船一丁目 藤沢二丁目
3	大船B	藤沢市大船二丁目 藤沢一丁目
4	江の島	藤沢市江の島一丁目
5	大庭	藤沢市大庭
6	江の島B	藤沢市江の島一丁目 江の島二丁目
7	片瀬	藤沢市片瀬一丁目 片瀬山一丁目
8	大船C	藤沢市大船三丁目
9	江の島C	藤沢市江の島一丁目 江の島二丁目
10	片瀬目白山	藤沢市片瀬目白山
11	江の島D	藤沢市江の島二丁目
12	藤沢4丁目	藤沢市藤沢四丁目
13	片瀬1丁目	藤沢市片瀬一丁目 片瀬山一丁目
14	川名	藤沢市川名
15	江の島2丁目	藤沢市江の島二丁目
16	伊勢山辺	藤沢市白旗三丁目
17	西富2丁目	藤沢市西富二丁目
18	みその台	藤沢市みその台
19	大船D	藤沢市大船三丁目

藤沢市 19区域

きゅうけいしゃちほうかいたいさくじぎょう
急傾斜地崩壊対策事業



急傾斜地崩壊対策工事の状況（急傾斜地崩壊危険区域 植木D地区）

土砂災害から生命と財産を守る取組み

事業の目的と概要

斜面は土地所有者が保全するものですが、工事には、多額の費用と高度な技術力が必要となるため、人命の保護という観点から、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定されました。この法律では、一定基準を満たす場合、地域の要望を受け、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定して、土地所有者に代わり急傾斜地崩壊防止工事（以下、防止工事）を行う事が可能となります。なお、神奈川県では、急傾斜地崩壊危険区域となる土地所有者等の皆様に対し、防止工事の要望と必要な土地の無償貸借契約を締結することについて理解が得られた場合、土地所有者等に代わって防止工事を行っています。

斜面の防災工事を行うには（条件と工事までの流れ）



急傾斜地崩壊対策工事を行うには

- ① お住まいの市町に連絡して頂き、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準※に適合するかご相談下さい。
- ② 適合する場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定要望及び工事要望を市町にご提出頂きます。

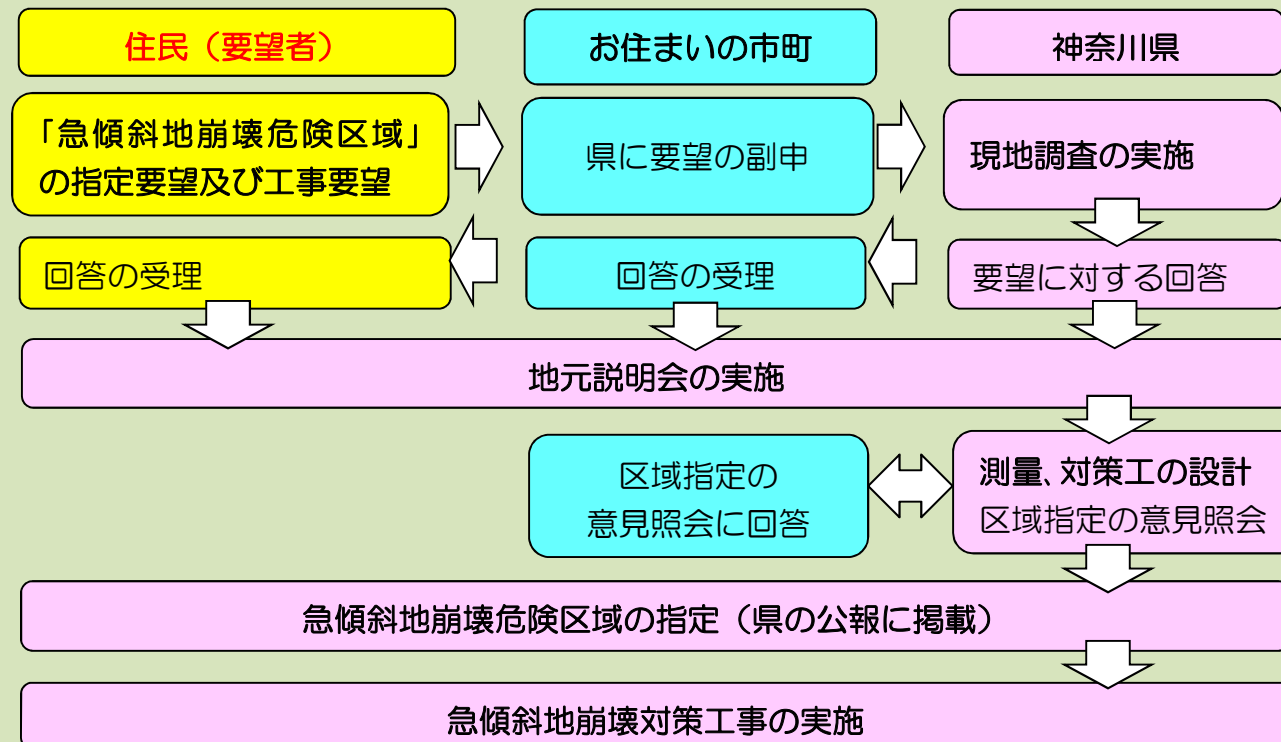
※急傾斜地崩壊危険区域の指定基準：斜面の角度が30度以上、高さ5m以上、保全家5戸以上、5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある場合。



急傾斜地崩壊対策工事の工事实施基準

- ① 自然斜面であること
- ② 斜面の角度が30度以上、斜面高さが10m（※5m）以上であること。
- ③ 斜面の崩壊により危害が生じる恐れのある家が10戸（※5戸）以上密集していること。
- ④ 斜面の土地所有者の敷地境界が決まり、工事に必要な土地を無償で貸与すること。

※県単独費用における工事实施の基準



急傾斜地崩壊対策工事にあたっての皆様方へのお願い

- ① 工事の際は全面的な協力をお願いします。
（資材置き場や搬入路の土地使用、騒音、工事車両の通行、駐車等）
- ② 土地の無償使用に御協力下さい。
（工事完成后、施設設置範囲の無償貸借契約書を県と締結いたします。）
- ③ 工事に支障をきたす物件は、所有者が取り除いてください。

効果事例（植木C地区）



平成25年の落石事故

急傾斜地崩壊対策工事实施後

工事終了後のお願い



急傾斜地崩壊対策工事後について

- ① 施設設置後は、施設のみ県が維持管理を行います。定期的な点検や状況により補修工事が必要になりますので、作業スペース確保のため、工作物等を設置する場合は、施設から水平距離で1m以上の離隔をとって下さい。
- ② 木の管理・草刈り・側溝等の排水施設の清掃など日常の維持管理は、土地の所有者や地元の皆様が実施して下さい。

離隔がないと…



点検作業・補修工事ができません。

維持管理がされていないと…



樹木が台風等で倒れて皆様に被害を及ぼす恐れがあります。

清掃がされていないと…



水があふれて皆様の家に浸水することもあります。